

平成24年8月10日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 松本英晴

平成23年(ワ)第24428号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成24年6月8日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士 太 田 賢 志

東京都

被 告

同訴訟代理人弁護士 藤 田 正 人

主 文

- 1 被告は、原告に対し、2343万円及びこれに対する平成23年8月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、組織的な詐欺商法によって架空の水源の譲渡担保権の購入代金相当額を詐取されたところ、被告がこの架空の水源の権利を販売した実体のない会社の設立に関わって、同会社の設立を含む組織的な詐欺商法を共同して実行したと主張して、被告に対し、民法719条及び709条に基づいて、購入代金相当額2130万円及び弁護士費用相当額213万円の損害合計2343万円並びにこれに対する訴状送達の日翌日である平成23年8月16日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めた事案である。

2 前提となる事実等

(1)ア 原告は、昭和14年生まれの女性である。

イ 被告は、平成22年末ころ、新戸■■■■(以下「新戸」という。)と知り合い、同人に対して、株式会社スターハーツ(以下「スターハーツ」という。)設立の準備行為等を依頼した。

新戸は、設立されたスターハーツの代表取締役役に就任した。

(2) スターハーツは、平成23年4月18日ころ、原告に対し、株式会社大雪山(以下「大雪山」という。)が作成した「大雪山系水脈譲渡担保権のご案内」と題するパンフレット及び「配当金(利払い金年6%)」並びに「ご購入のお客様には、登記済権利書が発行されます。」と記載された譲渡担保権購入申込書用紙を送付した(甲5, 6)。

(3) 原告は、同月20日、スターハーツに対し、北海道上川郡東神楽町字志比内182-55の水源(大雪山系水脈)の譲渡担保権(以下「本件譲渡担保権」という。)27口分を810万円で購入するために上記申込書に署名等の記載をして送付し、株式会社ゆとろぎ(以下「ゆとろぎ」という。)名義の預金口座に810万円を送金した(甲1, 6)。

(4) スターハーツは、原告に対し、同月21日付けで大雪山合同会社社員券27口券を送付した(甲8, 9)。

(5) 原告は、同月26日、スターハーツから、本件譲渡担保権20口分を600万円で購入するために、ゆとろぎ名義の預金口座に600万円を送金した(甲2)。

(6) スターハーツは、原告に対し、同月27日付けで大雪山合同会社社員券20口券を送付した(甲10, 11)。

(7) 原告は、同月27日、スターハーツから、本件譲渡担保権20口分を600万円で購入するために、株式会社ベネックス(以下「ベネックス」という。)名義の預金口座に600万円を送金した(甲3)。

- (8) スターハーツは、原告に対し、同月28日付けで大雪山合同会社社員券20口券を送付した(甲12, 13)。
- (9) 原告は、同月28日、スターハーツから、本件譲渡担保権4口分を120万円で購入するために、ベネックス名義の預金口座に120万円を送金した(甲4)。
- (10) スターハーツは、原告に対し、同年5月2日付けで大雪山合同会社社員券4口券を送付した(甲14, 15)。

3 争点

自称買取業者は、架空の権利であって、これを買取る意思がないにもかかわらず、原告に対し架空の権利を購入すればより高い価格で買取る旨の虚偽の事実を申し向け、架空の権利の購入代金を実体のない会社の口座に振り込ませ、原告からその購入代金を騙し取ったが、被告がこの組織的な詐欺商法について、民法719条、709条に基づき、共同不法行為責任を負うか。

(1) 原告の主張

ア スターハーツの責任

自称買取業者らは、平成23年4月上旬から同月28日にかけて、原告に対し、本件譲渡担保権を買取るつもりがないにもかかわらず、原告がスターハーツから本件譲渡担保権を購入すれば、その権利を購入した価格より高価に買取る等と虚偽の事実を述べ、その旨原告を誤信させ、スターハーツから本件譲渡担保権を合計2130万円で購入させて購入代金を口座に振り込ませ、原告からの買取りに応じないで、最終的には原告と連絡を絶ち、原告から前記購入代金相当額を詐取した。

したがって、自称買取業者とスターハーツは、本件譲渡担保権を販売して、配当金(年払い金6パーセント)を支払い、登記済権利書を発行する意思がないにもかかわらず、このような意思があるように装って、

原告に対し、本件譲渡担保権を購入すると配当金（利払い金年6パーセント）を支払い、登記済権利書を渡す旨の虚偽の内容を記載したパンフレットと購入申込書を送付して、その旨を原告に誤信させ、本件譲渡担保権の購入代金名下に合計2130万円をスターハーツが指定する口座に送金させたが、自称買取業者とスターハーツは、組織的に詐欺を実行したといえるから、その共同不法行為が成立する。

イ 被告の責任

被告は、平成22年末ころ、新戸と知り合い、同人に対して、会社（のちのスターハーツ）を設立するので名目的な代表取締役就任すれば、対価として月々20万円を支払うと要請したところ、新戸はこれを承諾した。

被告は、新戸に対し、商号を株式会社スターハーツとして、その設立に必要な書類を準備したうえで、レンタルオフィス契約の締結、公証役場における会社定款の作成を指示し、会社設立後にこれらの関係書類を新戸から受領した。また、被告は、新戸に対して、スターハーツ名義の複数の銀行口座を開設するように指示し、口座開設後に通帳と印鑑を新戸から受領した。

以上のように、被告は、スターハーツ名義で架空の権利を販売する組織的な詐欺商法を実行するため、その一環として、新戸を名目上の代表取締役としてスターハーツを設立させ、その同社名義の銀行口座を開設させるなど、実体のない会社であるスターハーツを利用した組織的な詐欺商法に必要な不可欠な役割を担っており、自称買取業者及びスターハーツによる上記詐欺を共同して実行していることは明らかであり、民法719条及び709条が成立する。

(2) 被告の主張

ア スターハーツの責任は不知。

イ 被告は、平成22年10月ころ、宮沢■■■■（以下「宮沢」という。）から、「NTTなど大手の会社の裏金があり、節税対策などのために銀行口座の名義人が欲しい。紹介料込みで50万円を支払うので、名義人になってくれる人を紹介して欲しい。」と頼まれた。そこで、名義人を探していたところ、同年12月ころ、被告の知人の知り合いである木我■■■■（以下「木我」という。）から、新戸を紹介され、宮沢に新戸を紹介した。

被告は、宮沢から指示を受けて、新戸に対して、スターハーツ設立に必要な書類の準備をしたうえで、レンタルオフィス契約の締結、公証役場における会社定款の作成、スターハーツ名義の銀行口座の開設を行わせた。被告は、新戸から、会社設立関係の書類、開設された口座の通帳と印鑑を受け取り、これらを宮沢に交付した。

被告は、平成23年1月、宮沢から紹介料として50万円を受領し、10万円の紹介料を差し引き、木我に対し40万円を支払った。

よって、被告は、自称買取業者とスターハーツによる詐欺を知らないし、これに関与していないから、共同不法行為は成立しない。

第3 当裁判所の判断

1 争点について

(1)ア 前提となる事実(2)から(10)まで、証拠(甲7, 16, 17, 22)によれば、次の事実が認められる。

(ア) スターハーツは、平成23年4月20日から同月28日までのころ、原告に対し、「大雪山系水脈譲渡担保権のご案内」と題するパンフレット及び「配当金(利払い金年6%)」並びに「ご購入のお客様には、登記済権利書が発行されます。」と記載された申込書を送付し、自称買取業者は、原告に対し、電話で連絡を取って、パンフレットの送付を受けた限られた者しか本件譲渡担保権を購入することができないが、本

件譲渡担保権の取得希望者がいるので、本件譲渡担保権を高値であるいは原告に有利な条件で買い取るから、スターハーツから本件譲渡担保権を購入してほしいと勧誘した。

(イ) スターハーツの自称従業員は、同月27日及び同月28日、原告に対し、電話で連絡を取って、原告に対し、配当金の利率を上げるなど有利な条件を提案し、本件譲渡担保権の購入を勧誘した。

(ロ) 原告は、自称買取業者及びスターハーツの自称従業員の勧誘を受けて、本件譲渡担保権を購入すれば、自称買取業者に高値で買い取ってもらえ、スターハーツから高い配当金を得られると考えた。

そこで、原告は、同月20日に本件譲渡担保権27口分810万円を購入し、スターハーツの自称従業員から指示を受けたゆとろぎ名義の預金口座に同額を送金し、同月26日に本件譲渡担保権20口分600万円を購入し、ゆとろぎ名義の預金口座に同額を送金し、同月27日に本件譲渡担保権20口分600万円を購入し、ベネックス名義の預金口座に同額を送金し、同月28日に本件譲渡担保権4口分120万円を購入し、ベネックス名義の預金口座に同額を送金した。

(ハ) スターハーツは、原告に対し、同月21日付けで大雪山合同会社社員券27口券、同月27日付けで同社員券20口券、同月28日付けで同社員券20口券、同年5月2日付けで同社員券4口券を送付した。

(ニ) 原告は、同月28日以降、自称買取業者及びスターハーツの自称従業員と連絡を取ろうとしても、連絡が取れなくなった。

(ホ) 同年9月ころ、大雪山が保有する北海道の水源の譲渡担保権を購入すれば数倍の価格で買い取る等の虚偽のもうけ話を持ちかけて購入代金を詐取したとして、26人が逮捕された。

(ヘ) 上記の北海道の水源に関する架空の譲渡担保権を購入させて、その購入代金を詐取する組織的な詐欺商法の仕組みは次のとおりである。

この詐欺組織は、被害者に架電して投資に関する勧誘をする電話勧誘グループ、事業実体のない会社を設立して同会社名義の預金口座を開設し、被害者からの振込先口座等を確保する口座準備グループ、被害者からの振込先口座に振り込まれた現金を引き出す現金出金グループ、架空投資案件の資料の発送及び各グループ間の連絡調整等を担う連絡調整グループなど、各役割に特化したグループに分かれていた。

そして、このうち電話勧誘グループは、主として高齢者に電話を架けて投資話を持ちかけて、実際には投資の対象となる権利など存在しないのに、あたかもこれが実在するものであるかのように装って、その購入を勧誘する販売会社役と、これを後日高値で買い取る旨の嘘を言って、それが価値あるものであると被害者に思い込ませる買取会社役を使い分け、その権利を購入すれば転売により多額の利益を得られるものと被害者を誤信させ、権利購入名目で現金を振込先口座に振り込ませて詐取し、その後は、買取会社役において、一定数がまとまらないと買い取れないので追加購入してほしいと嘘を言って、当初の買取期日を延期するとともに資力ある被害者からは更に現金を詐取していた。

(ウ) ゆとろぎ及びベネックス名義の各預金口座は、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払い等に関する法律に基づき、金融機関に凍結されている。

イ これらによれば、自称買取業者とスターハーツの自称従業員は、本件譲渡担保権が存在し、これを購入すれば、自称買取業者がさらに高値で買い取ると虚偽の事実を述べて、原告をその旨誤信させ、原告に合計2130万円をスターハーツの指定する預金口座に振り込ませたと認められるから、組織的な詐欺商法を行って原告から同額を騙し取ったといえ、スターハーツを含めて、共同不法行為責任を負うと認めることが相当である。

(2) そこでさらに、被告の責任を検討する。

ア 別件訴訟において、新戸は、平成22年末ころ、知人の紹介で被告と知り合い、被告から、被告の会社の子会社を出すときに、銀行取引等で節税したいので、会社を新規設立し、その取引先にしてほしい、被告が会社設立後の実務を行うので任せてほしい、対価として月20万円支払うとの申し出を受けて、これを承諾したこと、被告の指示に従い、会社設立に必要な書類をそろえ、レンタルオフィスを契約し、公証役場に赴いて会社の定款作成手続を行い、定款を被告に渡し、これらの書類によりスターハーツが設立されたこと、被告に指示されて数か所の銀行で口座を開設し、その通帳と印鑑を被告に渡したことを主張している（甲21）。

さらに、別件詐欺・詐欺未遂被疑事件に係る松原■■■■（以下「松原」という。）の警察官調書には、木我から良い条件のアルバイトがあるということで被告の紹介を受け、被告の指示に従ってバーチャルオフィスを借りて会社を設立するよう頼まれて引き受け、被告から設立する予定の会社概要等が書かれた書類を渡され、さらに、現金500万円を交付されて、郵便局で新規開設した口座に入金したほか、他に都市銀行で2つの口座を開設し、その後、宮沢と一緒にバーチャルオフィスの契約を締結したが、その後、すべての書類等を被告や宮沢に渡したとの供述が録取されている（甲23）。

また、別件詐欺被疑事件に係る鈴木■■■■（以下「鈴木」という。）の警察官調書には、被告に仕事の斡旋を頼むと、被告から、弁護士7人である会社を設立する、月40万円を与える、登記のため代表取締役として名義を貸してほしい、運営等は被告側ですと言われて、これに応じ、被告に指示されて、登記に必要な住民票や印鑑証明などの書類を取り寄せ、会社の事務所の所在地にするためのバーチャルオフィスの契約、会社の登記をして、会社名義で3つの銀行口座を作成し、その後に通帳やキャッシュカ

ードを被告に渡し、40万円の謝礼を受け取ったとの供述が録取されている(甲24)。

イ 証人として新戸を尋問する旨の決定をしたものの、新戸は証人尋問期日に出頭しないが、新戸の主張は松原や鈴木の供述内容とほぼ同じであることから、これを採用することができる。

そうすると、上記のとおり、新戸、松原、鈴木の3名は、主として被告の指示の下、会社を設立して名目上の代表取締役就任するように依頼され、資金や必要書類の提供を受けてバーチャルオフィス契約を締結するなどして、実体のない会社を設立し、その代表取締役就任した上で、複数の銀行口座を開設して通帳等を被告に交付し、謝礼を受け取った後は会社経営に関わらず、今般会社設立について問い合わせを受けたことから、被告に確認したものの、特に対応をしなくてよいとの回答を受けた旨の供述をしていると認められる。

ウ 被告は、概ね、次のとおり供述する。平成22年秋ころから求職中であったこと、知人の宮沢から、会社を設立して、名目上の代表取締役就任する名義人を紹介するように依頼を受け、4名ほど宮沢に紹介したこと、主に被告がその名義人に対し会社設立や口座開設の手続を行わせたこと、10社ほどの会社を設立し、30ほどの口座を開設したこと、名義人から開設した口座の通帳等を受け取って、宮沢に交付したこと、会社資本金の見せ金として500万円を入金する手続にも関わっていること、宮沢から紹介料の交付を受け、その一部を名義人に渡したこと、設立後は会社に関わっていないこと、新戸がその名義人のひとりであること、新戸か木我から会社設立について問い合わせを受けたが、宮沢にも相談して、特に対応しなくてよいと伝えたこと等を供述する。

これらの供述内容は、上記の新戸、松原、鈴木らの供述内容と概ね符合しているといえる。

エ 上記認定のとおり、自称買取業者及びスターハーツの自称従業員らによる組織的な詐欺商法は、同人らによる顧客への勧誘行為だけではなく、顧客に対し実体があるかのように装うための会社設立、さらに顧客に対し購入代金を振込送金させるための口座の開設が不可欠であり、かつ、これらの行為には資金が必要であり、顧客からの送金が収入源になることから、その実行グループは、組織内でも特に重要な役割を担っていたのであって、単に名義を貸して報酬を受けたにすぎない名義人とは、その責任の程度が決定的に異なるというべきである。

そうすると、被告は、宮沢に頼まれたとしても、報酬を得られることを知りながら、あえて自ら名義人にならないで、スターハーツを含む会社の代表取締役の名義人となる者を集め、これらの名義人に見せ金による会社設立手続やレンタルオフィス契約の締結を行わせ、口座を開設して、その通帳等を回収して宮沢に交付し、名義人に対し報酬を交付していたが、設立した会社や開設した口座が多数であったうえに、名義人から問い合わせを受けても、疑問を呈することなく、宮沢に確認しただけで、特に対応しなくてよいと回答したというのであるから、組織的な詐欺商法のうちの会社設立及び口座開設という重要な部門において、その主要な役割を担っていたことは明らかであるというべきである。これらの検討によれば、被告は、架空の会社を設立して、その口座を開設することが組織的な詐欺商法の一環として行われていたことを知っていたし、その主要な役割に照らし、共同して実行したものと認めることが相当である。

オ これに対し、被告は、平成22年10月ころ、宮沢から「NTTなど大手の会社の裏金があるから、節税対策などのために銀行口座の名義人がほしい。紹介料として50万円を支払うので、名義人になってくれる人を紹介してほしい。」と頼まれたが、知人の木我を通して新戸を紹介されたことから、新戸を宮沢に紹介しただけであるとも供述する。

しかし、被告は、その陳述書（乙1）において、宮沢に対し新戸を紹介したことを認めているが、それ以外の名義人の紹介について触れておらず、原告代理人から、ほかの名義人の紹介について尋問を受けて、それを認めるものの、よく覚えていないなどとして、明瞭な供述をしない。したがって、被告の供述のうち、上記の新戸、松原、鈴木と符合する内容以外については、その真偽について慎重に検討する必要があるとあって、容易に採用できないというべきである。

そして、NTTに裏金があり、節税対策に使うために会社を設立して口座を開設するという内容自体、非合法的な目的であることを十分に窺わせるものであるのに、その具体的な仕組みを宮沢に尋ねることをしていない。しかも、宮沢とは10年来の付き合いがあるとはいっても遠方に住むパチンコ店で知り合ったという間柄にすぎず、宮沢も被告もNTTと何らの関係がないことに照らしても、話の内容自体に不審を抱かないはずがない。そもそも、被告は、宮沢がそのように述べていたと供述するにすぎないのであって、NTT関係者の存在等、その内容を裏付ける事実関係はまったくうかがえず、宮沢の説明についても、また被告の理解についても、これらの点に関する供述について確たる証拠はない。また、弁護士が4人集まってやると聞いたとしても、具体的な弁護士名も聞いていない。そのうえで、上記認定のとおり、多額の資金を用意したうえで、多数の実体のない会社を設立して、多くの口座を開設し、被紹介者の分を含めて1件当たり50万円もの謝礼を受け取って分配していたことに照らすと、宮沢から上記の説明を受けて名義人を紹介していたにすぎないとの供述は不自然かつ不合理というべきであって、これを採用できない。

- (3) したがって、被告は、組織的な詐欺商法の一環であることを認識しながら、その手段として利用される実体のない会社を設立して、会社名義の口座を開設し、これによって、原告は購入代金相当額2130万円の損害を受けたと

認められるから、民法719条及び709条に基づき、共同不法行為責任を負うと認められる。また、弁護士費用として、上記損害額の1割相当額が因果関係のある損害と認められる。

- 2 よって、原告の請求は理由があるから、これを認容することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第25部

裁判長裁判官 齋藤清文

裁判官 西村修

裁判官 川原安紀子

これは正本である。

平成 24 年 8 月 10 日

東京地方裁判所民事第 25 部

裁判所書記官 松本英晴